



## 春の火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ること  
 とで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生の減少、財産の損失を  
 防ぐことを目的として毎年3月1日～7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が  
 実施されます。また、この期間中に宿毛市消防団による防火パレードも実施される  
 予定ですので、火災予防に対する市民の皆さんのご協力をお願いします。



問 宿毛消防署 ☎63-3111(代表) ☎63-3300(火災・災害用) FAX 63-3396

## 住宅用火災警報器を付けよう

近年、建物火災による死者数が増加しており、そのほとんどが私たちが生活する住宅での火災によるも  
 のです。住宅火災で亡くなった人のうち、その多くは逃げ遅れが理由で命を落としているという事実があ  
 ります。

また、逃げ遅れが多い理由として、夜間の就寝中に発生している事例が多いことも原因となっています。  
 しかし、住宅用火災警報器を設置していれば火災の早期発見と、迅速な避難が可能になり、逃げ遅れによ  
 る犠牲を少なくすることが期待できます。

消防法の改正により、平成23年6月1日から全住宅に住宅用火災警報器の設置が  
 義務づけられていますが、宿毛市では、まだまだ設置率が伸びていません。ご自身・  
 ご家族を守るため、早めに設置してください。なお、電池式住宅用火災警報器はホー  
 ムセンターや家電量販店などで購入することができます。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問 宿毛消防署 ☎63-3111(代表) ☎63-3300(火災・災害用) FAX 63-3396



## 宿毛市地域防災計画の改訂

宿毛市地域防災計画の一部改訂を行いました。改訂した地域防災計画は宿毛市ホームペー  
 ジ (<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-30/p01090309.html>) でご覧いただけます。

問 危機管理課 ☎63-0951



# スポーツ安全保険

文化活動も  
加入出来ます

対象となる事故

団体活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間

2019年4月1日の午前0時から2020年3月31日午後12時まで

4名以上の団体・グループで  
ご加入ください。



公益財団法人 スポーツ安全協会 高知県支部

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52  
高知県庁西庁舎1階

TEL 088-820-1755

電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)

スポーツ安全保険 検索

インターネットからも加入受付  
を行っております。詳しくは、  
ホームページをご覧ください。

保険の詳細内容、資料の請求は、  
ホームページをご覧ください。

<https://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより受付けております。



携帯電話から  
資料請求ができます。